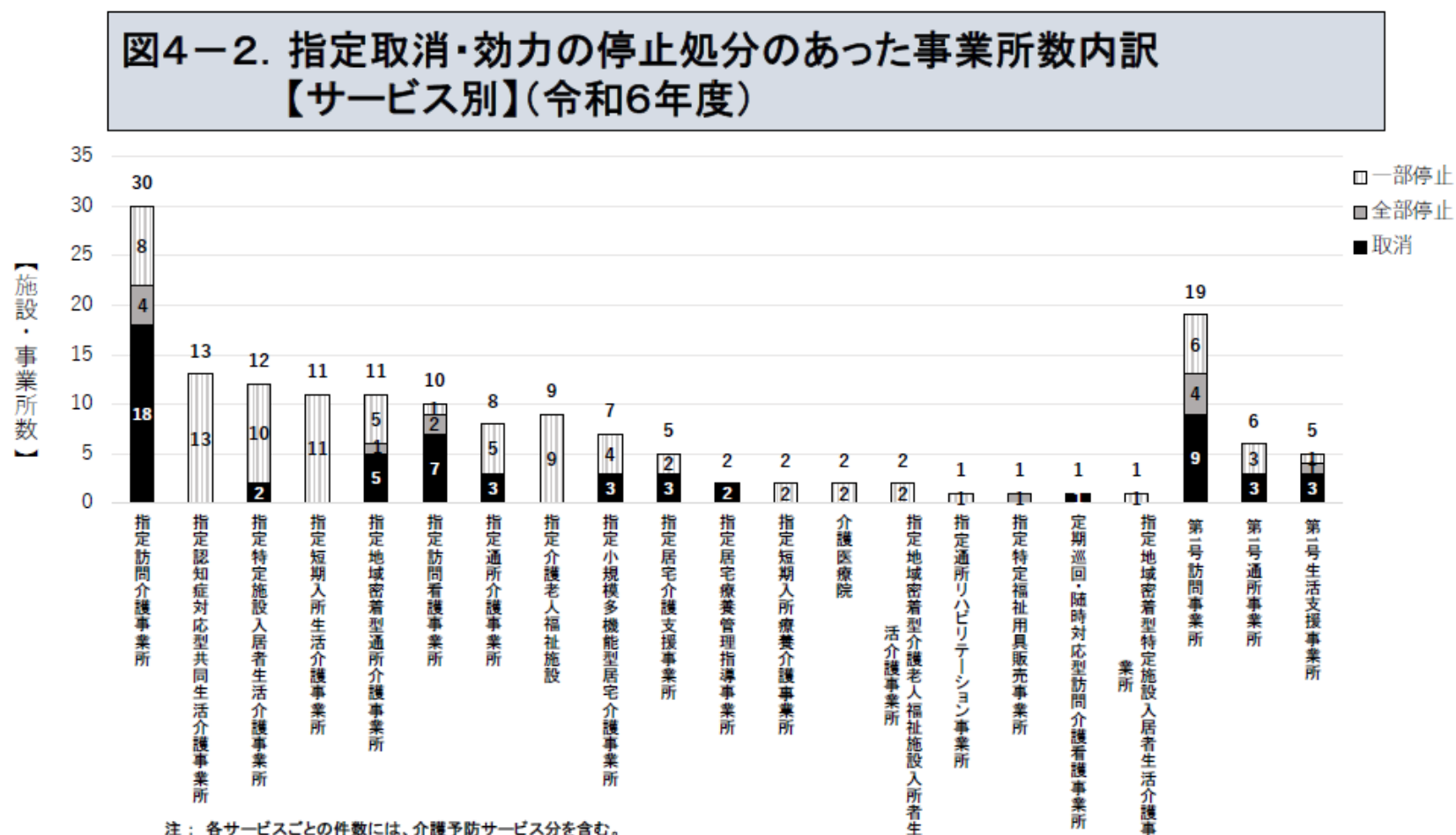


令和 8 年度 居宅介護支援事業所等集団指導 連絡事項等

指定取消等行政処分状況について 【 令和 8 年 3 月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より 】

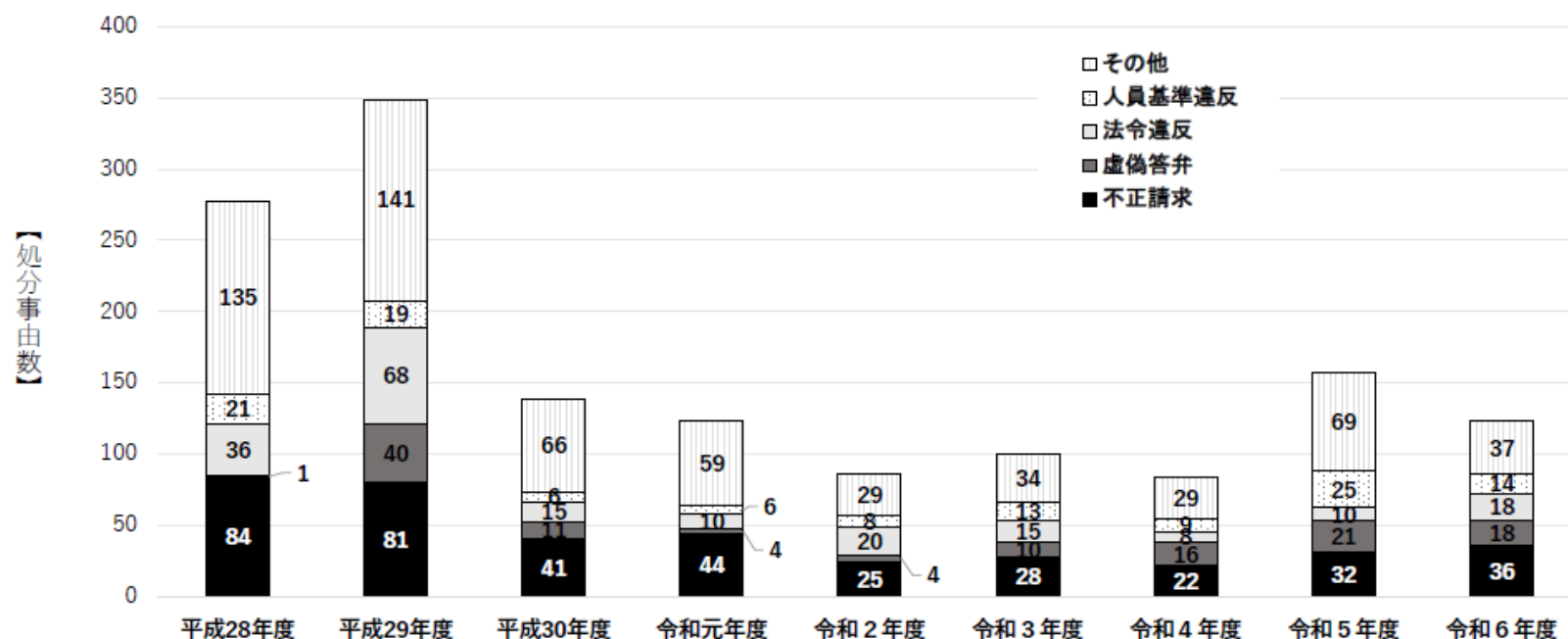


(3) サービス種別ごとの状況【図4-2】

指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所が30件と最も多く、つづいて指定認知症対応型共同生活介護事業所13件、指定特定施設入居者生活介護事業所が12件等となっている。

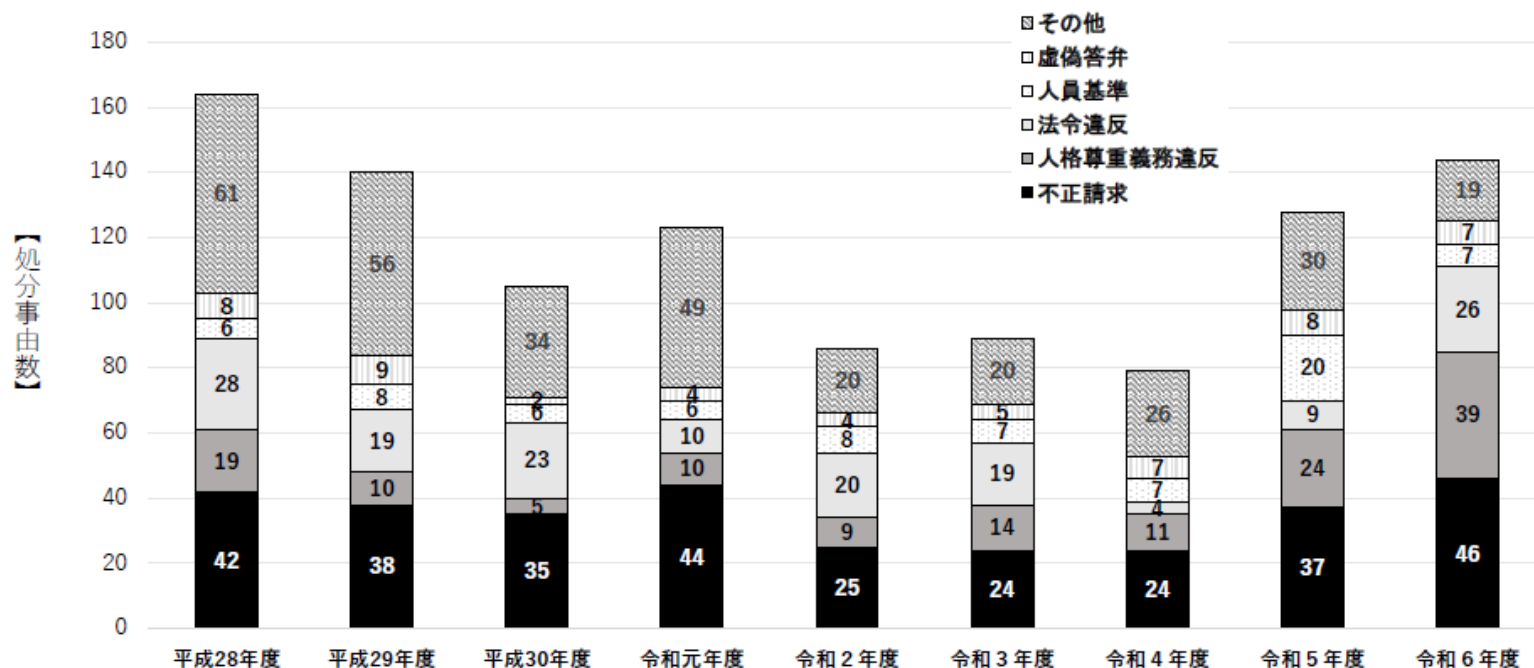
*上記の件数には介護予防サービスがある場合にはそれを含む。

図5. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)



- 注: 1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

図6. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】
(平成28年度～令和6年度)



注: 1) 処分事由は令和6年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 3) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

- 28 -

(4) 処分事由の状況【図5、図6、図7(1)第7表、第8表】

指定取消等の処分事由としては、多い順に、不正請求、法令違反、人格尊重義務違反、虚偽答弁となっている。

* 1件の処分に対して複数の事由が該当する場合がある。

指定取消等行政処分 of 具体的内容について

令和 7、8 年度（地域密着型サービス）処分通知等より

事例 1）千葉県千葉市

1 処分の内容

指定効力の全部停止（3 ヶ月間のサービス提供及び介護報酬請求の停止）

2 不利益処分の理由

毎月のモニタリング結果の記録が無いなど、運営基準減算に該当する運営基準違反があったため、居宅サービス計画費を減額して請求すべきところ、そのことを知っていたにもかかわらず、所定の減算を行わずに介護報酬を不正に請求し、受領した。（介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号該当）

3 事業者に対する経済上の措置

上記の不正に受領した介護報酬について返還させるほか、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。

事例 2）鳥取県鳥取市

1 処分の内容

指定の全部効力停止 3 か月

2 指定効力停止の期間

令和 8 年 2 月 11 日から令和 8 年 5 月 10 日

3 指定効力停止の理由

（人格尊重義務違反 法第 84 条第 1 項第 4 号）

居宅介護支援事業者は利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないが、管理者である主任介護支援専門員が利用者 1 名に対し、利用者の自宅に無理やり押しかけ、本人の意向に沿わない形で聞取り（利用者への説明もなく会話の録音等）を行うなどの心理的虐待を行った。

(不正請求 法第84条第1項第6号)

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)に定める業務を行っていない状態で、運営基準減算に該当する状態にもかかわらず、減算しないまま介護報酬を不正に請求し受領した。

(虚偽答弁 法第84条第1項第8号)

令和7年12月16日の監査聞取り時において監査員の質問に事実と異なる内容を回答した。

事例3) 東京都東久留米市

1 処分の内容

令和8年6月1日から令和8年11月30日までの6か月間の新規利用者の受入停止

2 介護保険法に基づく処分理由

(1) 運営基準違反(介護保険法第83条の2第1項第2号)

介護支援専門員は、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接してモニタリングを行うべきところ(介護保険法第81条第2項 東久留米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第5条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準(平成11年厚生省令第38号)第13条十四イロ)、1名の利用者について、担当ケアマネジャーは、令和5年8月から令和6年3月までの間、令和6年5月から令和6年11月までの間、及び令和7年1月、これを行っていなかった(違反件数16件)。

また、介護支援専門員は、少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すべきところ(同上法同条、同上条例同条、同上省令同条十四ハ)、上記1名の利用者について、担当ケアマネジャーは、上記のとおりモニタリングを行っていなかったにもかかわらず、モニタリングの結果を記録し、その他の42名の利用者について、担当ケアマネジャーは、令和5年8月から令和6年10月までの間、及び令和7年2月から令和7年7月までの間、モニタリングの結果を記録しなかった(違反件数90件)。

(2) 介護報酬の不正請求(介護保険法第84条第1項第6号)

令和5年8月から令和6年11月までの間、及び令和7年1月から令和7年7月までの間、居宅介護サービス計画費(居宅介護支援費)について、運営基準減算(介護保険法第46条第2項 指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)別表注6 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)八

十二)に該当するにもかかわらず、減算せずに不正に請求した。また、令和5年8月から令和6年2月までの間、居宅介護サービス計画費（居宅介護支援費における特定事業所加算（Ⅱ））については、厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四口に適合していないにもかかわらず、加算して不正に請求した。

事例4）群馬県太田市

- 1 処分内容 指定の取り消し
- 2 指定の取り消し理由

○不正請求（介護保険法第84条第1項第6号に該当）

令和5年6月以降、少なくとも141名の利用者に対して以下に記載する運営基準に沿ったケアマネジメントを行っていなかった。当該運営基準に違反する場合には、運営基準減算を行う必要があるにも関わらず、減算を行うことなく、不正に介護給付費を請求し、受領していた。

- ① アセスメントを適正な時期に実施し、記録すること
- ② サービス担当者会議を開催すること
- ③ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成をすること
- ④ 月1度のモニタリングの結果を記録すること

事例5）東京都中央区

- (1)処分内容 指定効力の全部停止3月
- (2)処分年月日 令和8年4月2日
- (3)効力停止期間 令和8年5月1日から令和8年7月31日
- (4)処分の理由

① 運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号該当）

アセスメントの実施、サービス担当者会議の実施、居宅サービス計画原案の作成、居宅サービス計画の同意および交付、モニタリングの実施および記録が行われていなかった。

②介護給付費及び介護扶助費の不正請求（介護保険法第84条第1項第6号該当）

居宅介護サービス計画費について、運営基準減算に該当していた認識がないことに重大な過失があり、減算を行わずに、不正に請求し、受領した。